

取引参加者に対する処分及び勧告制度の見直しに伴う
「取引参加者規程」の一部改正について

2025 年 6 月 5 日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

当取引所は、「取引参加者規程」（以下、「規程」という）の一部改正を行い、本年 6 月 20 日から施行します（詳細につきましては、規則改正新旧対照表をご覧ください）。

今回の改正は、処分制度への信頼を維持するため適切な過怠金額を柔軟に決定できるよう見直すとともに、勧告制度の実効性を確保し、顧客被害発生の蓋然性が高い場合には投資者に注意喚起できるよう、取引参加者に対する処分及び勧告制度に関して、所要の改正を行うものです。

II. 改正概要

（備 考）

1. 処分制度の見直し

- 取引参加者に対する過怠金の上限について、現行制度では基本的には 1 億円としつつ、特に取引所の信用を著しく失墜させたと認められる場合には特例として 5 億円としておりましたが、5 億円に一本化します。

- 規程第 37 条第 1 項第 6 号、第 7 号、第 9 号

2. 勧告制度の見直し

- 処分を行うことができる事由に、勧告後も適切な改善が図られないと認められるときを追加します。
- 勧告の内容に応じ、特に投資者への注意喚起を要すると認めるときは、その旨を各取引参加者に通知し、公表することを可能とします。

- 規程第 37 条第 1 項第 8 号
- 規程第 46 条第 3 項

3. その他

- その他所要の改正を行います。

III. 施 行 日

2025 年 6 月 20 日から施行します。

以 上